

岐阜県白川町、名古屋市立大学経済学部、株式会社コミュニティネットワークセンターの連携に係る協定書

岐阜県白川町（以下「甲」という。）と、名古屋市立大学経済学部（以下「乙」という。）および、株式会社コミュニティネットワークセンター（以下「丙」という。）は、社会課題の解決と人材育成に寄与することを目的とし、次のとおり協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

（目的）
第1条 本協定は、甲の社会課題の解決と、乙の学生の育成及び研究者の研究力強化、丙の企業人としての能力開発に寄与することを目的とする。

（連携事項）
第2条 前条に規定する目的のため、甲、乙および丙が実施する連携にかかる事項（以下「連携事項」という。）は、次の各号のとおりとする。
(1)第3条第1項に規定する共同講座の設置・運営に関すること
(2)第4条に規定する共同研究の実施に関すること
(3)第5条に規定する連携事業の実施に関すること
(4)その他、甲、乙および丙が必要と認め、合意したこと

（共同講座内容）
第3条 乙の講義及び演習科目に関して、甲、乙および丙が連携・協力して共同講座として開講する。
2 授業内容、開講日時その他開講に関して必要な事項については、別途協議の上、合意により決定する。

（共同研究内容）
第4条 共同研究の実施に関して必要な事項については、別途協議の上、合意により決定する。

（連携事業内容）
第5条 連携事業の実施に関して必要な事項については、別途協議の上、合意により決定する。

（守秘義務）
第6条 甲、乙および丙は、本協定の内容その他本協定に基づく連携事項の実施にあたり知り得た情報で、秘密である旨の表示がなされているもの（以下「機密情報」という。）を、別に定める者を除く第三者に開示または漏洩してはならず、かつ、連携事項の実施以外の目的に利用してはならない。
2 前項の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する情報は、機密情報には含まれないものとする。
(1) 開示された時点において、開示の相手方（以下、「受領者」という。）が既に了知していた情報
(2) 開示された時点において、既に公知であった情報
(3) 開示された後に受領者の責めに帰すべき事由によらずに公知となった情報
(4) 正当な権限を有する第三者から守秘義務を負うことなく取得した情報
(5) 機密情報とは無関係に受領者が独自に開発した情報
3 第1項に定める義務は、本協定の終了後も存続するものとする。

（個人情報の保護）
第7条 甲、乙および丙は、本協定に基づき取り扱う個人情報及び知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号）および名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号）その他の法令（以下「個人情報保護法等」という。）に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱わなければならない。
2 前項は、甲、乙および丙の広報活動、または取材・報道活動等を制約するものではない。ただし、これらの活動が個人情報保護法等に反する場合を除く。

（報告）
第8条 甲および丙は、連携事項の実施に関して学生からの苦情その他の問題が生じたときは、直ちに乙に報告し、乙と協議のうえ解決するものとする。

（経費）
第9条 第2条各号に掲げる連携事項の実施に係る経費については、丙が負担するものとする。ただし、詳細については、甲、乙および丙の協議の上、合意により決定するものとする。なお、施設・設備等の使用料等については、甲、乙および丙のいずれも無償とする。

（協定の見直し）
第10条 甲、乙および丙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、合意により、その変更を行うことができるものとする。

（期間）
第11条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲、乙および丙のいずれからも申入れがないときは、更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

（協議事項）
第12条 本協定に定めのない事項及び本協定の定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲、乙および丙で協議して定めるものとする。

（合意管轄）
第13条 本協定に関する一切の紛争については、被告の所在地を管轄する地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

以上、本協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲、乙および丙それぞれ署名のうえ各自1通ずつ保有するものとする。

令和5年4月1日

甲 岐阜県加茂郡白川町河岐715
岐阜県白川町

町長

佐伯正貴

乙 名古屋市瑞穂区瑞穂町字山の畑1
公立大学法人名古屋市立大学

経済学部長

中山徳良

丙 名古屋市東区東桜一丁目3番10号
東桜第一ビル10階
株式会社コミュニティネットワークセンター

代表取締役社長

原年幸